

原子力防災に関する改善事項について

※赤字は施設・設備・資機材に関する措置

項目	従前の体制と問題点	現在の体制(改善済)	今後の改善
1. 指揮命令系統 (原子力災害対策本部の改善)	→ 官邸に上がる情報が不足し、迅速な意思決定に課題	<p>→ 官邸内における原子力災害対策本部事務局の情報収集・分析能力を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局体制強化のため、院長、保安院専門スタッフは官邸に参集 保安院緊急時対応センターは、事故進展の分析、自治体との連絡調整等の活動によりバックオフィスとして官邸を支援 PAZ(予防的防護措置を準備する区域)の考え方を踏まえ避難を指示 	<p>→ 官邸内における原子力災害対策本部事務局の情報収集・分析能力を更に強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局体制強化のため、長官、規制庁の専門スタッフは官邸に参集(改正法施行後) (左内容のうち規制庁発足後は、規制庁緊急時対応センターが官邸を支援) PAZに加え、UPZ(緊急防護措置を準備する区域)の考え方も含め、防護措置の基準と手順を整備 経産大臣を副本部長に任命し、被災者支援を環境大臣と分担(改正法施行後)
2. 情報収集・対策立案 (情報収集機能等の改善)	→ 情報の入手・伝達ルートが機能せず、保安院が情報収集・把握のハブとしての役割を果たせず	<p>→ 官邸(原子力災害対策本部)の意思決定を支える情報分析・現地対策本部のバックアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 官邸や現地の参集者のための資料を整備(プラント系統図面、サイト周辺地図、人口等のデータやそれらをまとめたファイルを準備) 発電所・電力本店等とのTV会議システムを整備(保安院緊急時対応センター、官邸に導入済) 現地対策本部は参集に一定の時間を要するため、その間、保安院緊急時対応センターが現地対策本部をバックアップ 	<p>→ 官邸(原子力災害対策本部)の意思決定を支える情報分析・現地対策本部のバックアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 官邸にERSS、SPEEDIの端末装置を整備。伝送システム・回線を多重化・多様化 発電所・電力本店等とのTV会議システムに専用回線、衛星回線を導入し、情報収集機能を強化 (左内容のうち規制庁発足後は、規制庁緊急時対応センターが現地対策本部をバックアップ)
3. 情報発信 (官邸に一元化)	<p>→ 広報が官邸と保安院で二元化したことによる混乱</p> <ul style="list-style-type: none"> SPEEDIの情報公開遅れ 	<p>→ 原災本部事務局の広報担当は、閣僚の会見に同席。専門的説明を補佐</p> <ul style="list-style-type: none"> モニタリング情報や、ERSS、SPEEDIの結果等は原災本部として迅速に公開 	<p>→ 原災本部事務局の広報担当は、閣僚の会見に同席。専門的説明を補佐(同左)</p>



項目	従前の体制と問題点	現在の体制(改善済)	今後の改善
4. 現地対応 (オフサイト(住民避難等の対応)の改善)	<p>→ <u>オフサイトセンターの事故収束対応拠点としての機能不全</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者からの情報の遅れ、情報の不足 通信インフラの麻痺、高い放射性線量による移転 	<p>→ <u>オンサイトとオフサイトの拠点を分担</u></p> <p><オンサイト対応(統合対策室)></p> <ul style="list-style-type: none"> 電力本店等に政府と事業者との連絡調整拠点を確保。保安院審議官等(必要に応じ経産省の政務)を派遣して、官邸からの指示を迅速に実施 統合対策室等の体制を整備 各発電所・電力本店・保安院緊急時対応センターを結ぶTV会議システムを整備 <p><オフサイト対応(現地対策本部)></p> <ul style="list-style-type: none"> オフサイト対応のため、経産省の政務、保安院審議官等を派遣。 通信途絶に備えモバイルネットワーク(持ち運び式の中継局による移動体通信)を配備 防護服・マスクの充実、飲食料の備蓄拡充 代替オフサイトセンター用の可搬型通信資機材を整備 <p><地域防災計画></p> <ul style="list-style-type: none"> 複合災害の想定、PAZ・UPZの導入等による新たな防災体制構築に向け、関係道府県に対する説明会を実施 <p><訓練></p> <ul style="list-style-type: none"> シビアアクシデントを想定した訓練を事業者が自ら実施(大飯) 福島事故を踏まえた訓練を各道府県が実施 －PAZの住民避難(福井県) －代替オフサイトセンターへの移転(北海道) 	<p>→ <u>オンサイトとオフサイトの拠点を分担</u></p> <p><オンサイト対応(事態即応センター)></p> <ul style="list-style-type: none"> 電力本店等に政府と事業者との連絡調整拠点を常設。緊急事態対策監等(必要に応じ環境省の政務)を派遣して、官邸からの指示を迅速に実施(改正法施行後) <p><オフサイト対応(現地対策本部)></p> <ul style="list-style-type: none"> オフサイト対応のため、環境省の政務、原子力地域安全統括官等を派遣(改正法施行後) 衛星回線、衛星電話の拡充等で自治体と確実に連絡 オフサイトセンターの放射線対策 24年度の緊急時交付金により、UPZの防災資機材(自治体向け)を拡充 <p><地域防災計画></p> <ul style="list-style-type: none"> 改正法施行後、半年以内に地域防災計画策定 PAZとUPZの設定や、避難シミュレーションの実施支援等により地域防災計画策定を支援 <p><訓練></p> <ul style="list-style-type: none"> シビアアクシデントを想定した事業者訓練を規制庁が評価(改正法施行後) 改正法施行後、新たな防災計画に基づく総合防災訓練を実施
5. 事後対策 (当初から想定)	<p>→ <u>膨大な被災者支援業務に対応できず</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模事故に伴う被災者支援業務への事前の体制整備不足 	<p>→ <u>被災者支援業務は原子力被災者支援チームが実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 避難後の住民の支援は被災者支援チームが行う オフサイトの被災者支援業務には保安院のみならず経産省等から広く要員を配置し対応 	<p>→ <u>被災者支援業務は原子力利用官庁も職員派遣等で協力</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 規制庁はモニタリング結果のとりまとめや避難区域見直しなどにより住民の安全を確保 経産省等は規制庁緊急時対応センターに併置れる原子力被災者支援チームに職員を派遣し、住民支援を担当(改正法施行後)

